



## 4

## 化学物質の拡散防止

## 目標

市民等の安全・安心な暮らしと健康を守るため、化学物質を適正に管理し、化学物質の拡散を未然に防ぐとともに、市民等が化学物質に対する理解を深め、適切な行動がとれることを目指します。

指標	現状値 (平成 17 年度)	目標値
大気環境基準達成状況 (一般環境)(%)	75	平成 22 年度 85 平成 27 年度 100
公共用水域環境基準達成状況 (健康項目*)(%)	100	平成 22 年度 100 平成 27 年度 100
地下水環境基準達成状況 (%)	69	平成 22 年度 85 平成 27 年度 100
エコファーマー*の人数 (人/年)	12	平成 22 年度 19 平成 27 年度 28
認定農業者*の人数 (人/年)	101	平成 22 年度 120 平成 27 年度 140

## 健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質。

## エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境に配慮した農法に取り組んでいる農業者で都道府県が認定した者。

## 認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村が認定した農業者。農業経営の規模拡大、経営の合理化等の経営改善計画を市町村に提出し、認定されると農業制度資金の低利融資などの特例が受けられる。

## 共通理念

私たちの暮らしは、多くの種類の化学物質をさまざまな用途に使うことによって成り立っています。化学物質は、生活に利便性をもたらす一方、慢性毒性、発ガン性、催奇形性\*など人体へ直接的な影響や、環境を通じて人や生態系に悪影響を及ぼす可能性(環境リスク)を持つものがあります。

市民等の安全・安心な暮らしと健康を守るため、化学物質の適正管理を徹底して環境リスクの低減を図るとともに、市民等の化学物質に対する理解や認識を深めます。

## 催奇形性

胎児の奇形を生じさせる性質。



## 具体的取組

### 4-1 化学物質のリスクについての情報収集及び提供

#### 情報収集及び提供

- ・国等による化学物質の規制の動向や毒性、環境中の挙動に関する調査研究結果などについて把握し、化学物質についての正しい知識の集積を図り、市民や事業者への情報提供を行います。

#### リスクコミュニケーション等の促進 **重点**

- ・事業者等が自主的に実施するリスクコミュニケーション\*等により、地域住民に対する化学物質に関する適切な情報提供を促進します。



リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーション  
主に化学物質の環境リスクに関する知識や情報を市民、事業者、民間団体、行政が共有し、意見を相互に交換し意志疎通を図ろうとするもの。

#### “食”の安全性の確保

- ・食品や農作物などに含まれる化学物質についての基礎知識と、化学物質をできるだけ低減化するために心がけることなどについての情報を提供し、食の安全性に対する市民の意識を高めます。

#### “住”の安全性の確保

- ・建材及び家具などから発散するホルムアルデヒド\*やVOC\*（トルエン、キシレンなどの揮発性の有機化合物）による室内空気汚染の被害を防止するための啓発を行います。

#### ホルムアルデヒド

刺激臭のある無色の気体で、皮膚炎や中毒、化学物質過敏症等の影響をもたらす。消毒剤や防腐剤、樹脂原料等に広く使われている。

### 4-2 監視・調査体制の充実 **重点**

#### 汚染状況の監視

- ・大気、水質、地下水、土壌の汚染状況を引き続き監視し、異常が認められる場合は周辺調査等を実施するとともに、緊急時には的確に対応します。

#### ダイオキシン類調査

- ・大気・河川・土壌等の汚染状況の監視を引き続き実施します。

#### VOC

揮発性有機化合物。常温常圧で揮発する有機化学物質の総称で、洗浄剤や溶剤、燃料等に広く利用されている。公害や健康被害をもたらす。



#### その他の化学物質

- ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の規定に基づき、基準に適合しない、ホルムアルデヒド等を含有した家庭用品が流通しないよう監視します。
- ・環境ホルモン等の新たな化学物質に対する監視を行い、結果を公表します。

#### 公害測定機器類

- ・公害測定機器類の充実に努めます。

### 4-3 化学物質の使用及び管理

#### 化学物質適正使用の徹底

- ・市で使用する農薬などの化学物質の管理徹底及び適正な使用を図ります。

#### 学校・保育園等での優先対策

- ・子どもたちが多く利用する施設では、優先して化学物質の使用について適切な対策を講じます。

#### ダイオキシン類対策

- ・市の清掃センターでのダイオキシン類対策を実施し、適正管理に努めます。

#### アスベスト対策

- ・市有施設におけるアスベスト\*使用調査を実施し、使用の判明した施設は順次対策を講じます。また、使用状況や対策について広報等で公表します。

#### アスベスト

石綿。天然に産する鉱物繊維で、建設資材や機械部品、家庭用品等に幅広く使われていた。飛散したものが肺に吸入されると、20～40年程の潜伏期間を経て、重大な健康被害をもたらす。

### 4-4 事業者への指導

#### 水質・大気・土壌・地下水に関する法令による規制

- ・事業者への立入検査を実施し、法令に定められている基準の順守を図るとともに、汚染が発生した場合には、汚染物質の除去等の対策が適切に実施されるように指導します。



### 特定化学物質対策

- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、事業者からの化学物質排出状況等を把握し、公表することにより、管理の改善を指導します。



### ダイオキシン類対策

- ・ダイオキシン類発生施設に対して立入検査を実施し、基準の順守や施設の適正管理等について指導します。

### アスベスト対策

- ・建築基準法及び建設リサイクル法に基づく指導等を行います。
- ・建物の解体、廃棄物の処分に伴うアスベストの飛散防止を図ります。また、大気中のアスベスト濃度の監視を実施します。

## 4-5 その他の対策

### 環境保全型農業の普及

- ・農薬の取扱いや適正管理について農業従事者へ指導するとともに、低農薬・省農薬・有機農法など、環境保全型農業の普及を図ります。（施策 7-6 環境保全型農業の促進による雑木林の保全- 環境保全型農業の促進と雑木林の保全、施策 8-1 身近な生き物の生育環境の保全・創造- 環境保全型農業の促進 参照）

### 浄水場の既設井戸の保全

- ・浄水場の既設井戸の保全・管理を進めます。

### 受動喫煙防止対策

- ・公共施設等における非喫煙者の保護（受動喫煙防止）に関する情報提供や啓発を行います。

### 健康相談等への対応

- ・アスベストに関する健康相談に対応し、健康被害の疑いがある場合、関係機関と協力して適切に対応します。

### 健康診査等の普及・定着

- ・健康診査や各種がん検診の普及・定着を図ります。